

第76号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和27年品川区条例第2号）の一部を次のように改正する。

前文中「及び」を「および」に、「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に、「(」))」を「(」)とする。以下同じ。)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）減給の計算において減給発令時に受ける給料を基礎とすることを明確化する必要がある。